

第7章

計画的な都市づくりの推進

都市計画マスタープランを基本として、計画的な都市づくりを推進するため、次のような取組を進めます。

1. 個別計画の策定と都市計画の決定

都市計画マスタープランで示されている内容は基本方針であり、個別の基本計画や具体的な都市計画決定に対応した計画ではありません。

そのため、プラン実現のためには本方針を基本として、具体的な計画づくりを行うとともに、個々の計画や事業の熟度等を考慮し、市民の理解と協力を得ながら、適切な時期に都市計画として決定していきます。

2. 独自ルールの方策

目標としているまちは、道路等の都市計画決定と都市計画事業の実施のみでは実現することはできません。良好な景観や住環境の保全・向上等を実現するため、条例による市独自のまちづくりへの取組や、地区計画を含めた市民や地権者の参加を基本としたルールづくりを検討します。

3. 安定的な財源の確保

まちづくりの目標やまちづくりの方針を実現するため、都市計画の手法やまちづくりに関係する補助金・交付金制度を総合的に活用して、具体的なまちづくりを推進していきます。

その際、持続可能な都市づくりを展開していくためには、安定的な財源の確保が不可欠であり、長期的な展望のもとに計画的な財政運営を行う必要があります。このため、目的税である都市計画税を平成 22 年度から導入しました。さらに、多様な方策によって財源の確保に努めます。

4. 都市計画マスタープランの適切な進行管理

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには効率的に事業を実施していく必要があります。

そのため、都市計画マスタープランに即した個々の事業や計画について、適時、評価や検証を実施し、適切な進行管理を行います。

5. 社会情勢等に対応した見直し

都市計画マスタープランは長期的な計画であるため、社会経済の動向や本市に関連する広域的な都市整備の動向、都市づくりの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

